

# Y.G.S GYMNASTICS SCHOOL 池上駅前校 会員規約

## ●名称及び所在地

第1条 本クラブは「Y.G.S GYMNASTICS SCHOOL(以下、本クラブ)」と称し、所在地は東京都大田区池上6-1-21 CS池上ビル3Fです。

## ●運営

第2条 本クラブの運営・管理(会員様の管理、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)はY.G.S GYMNASTICS SCHOOLが行います。

## ●目的

第3条 本クラブの企業理念である「子供たちに笑顔を」「保護者様に感動を」をスタッフ一同日々追求し、会員様が体操を通じ、技術の向上はもちろん、健全な心身の育成を図ると共に、健康で明るい地域社会づくりに寄与していくを目的とします。

## ●入会資格

第4条 本クラブに入会する方は、本規約と入会時説明を確認・同意し、必要書類の提出と共に、本クラブの定めた料金を支払って頂きます。

尚、未成年者が本クラブの会員になろうとするときは、親権者の誓約書を必要とします。

※ただし、次に該当する方は本クラブの会員となる事ができません。

- ・医師により運動を止められている方
- ・身体に伝染性の病気を持っている方
- ・他人に迷惑をかけるおそれのある方(親権者を含む)
- ・反社会的勢力に属している方(親権者を含む)
- ・その他、前各号に準ずる方等、本クラブが会員として不適当と判断した方

これらに該当する方は、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

## ●入会手続

第5条 本クラブに入会する方は所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払い頂きます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

尚、未成年者が会員になろうとするときは、親権者の誓約書を必要とします。

この場合親権者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し本クラブの免責につき同意するものとします。

## ●入会金

第6条 会員は、本クラブの定める入会金を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。

尚、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

## ●会員資格停止及び除名

第7条 本クラブは会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格の一時停止又は除名をする事ができます。

- ・本クラブの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- ・本クラブの施設を故意に毀損したとき。
- ・本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- ・本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ・入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ・第4条に該当する事が事後判明したとき

## ●会費等の支払

第8条 会員は本クラブの定める月会費を、指定の金融機関の口座振替により、毎月の指定日に翌月の月会費を支払うものとします。

(月会費は、会員が本クラブの会員資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も、支払い義務が発生します)

金融機関より振替設定が完了するまでは月の最終参加日までに翌月の月会費を本クラブまで直接持参頂きます。  
既払いの会費などは、本規約に定める場合を除いて、理由の如何を問わず返金は致しかねます。

## ●レッスンプログラム

第9条 本クラブは、会員の年齢・性別・利用できる曜日・時間を限定したレッスンプログラムを設けております。

レッスンプログラムの内容の変更・廃止を行う場合は、1ヶ月前までに本クラブ掲示板にてお知らせ致します。

## ●レッスン内容

第10条 各コース、基本的に本クラブが指定した講師にて授業を行いますが、講師の急病や不慮の事故などのむを得ない事由により、代行講師への変更やレッスン休講になる場合があります。講師の責による休講の場合は振替レッスンを行いますが、振替レッスン不参加による分の返金は致しかねます。

## ●各種スクールについて

第11条 本クラブでは、短期教室やイベントなどを開催することがあります。その際には通常のレッスン時間から変更になる場合があり、この場合14日前までに施設内の所定の場所にその旨を掲示するものとします。

## ●休会

第12条 会員は本クラブ指定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。  
休会は年間最大3ヶ月までは無料としますが、4ヶ月目以降は1ヶ月あたり2,100円の休会費がかかります。

## ●退会

第13条 会員は、本クラブを退会することができます。この場合、退会希望月の前月までに本クラブに届け出を行い、退会希望月の末日までの会費が発生し、退会とします。ただし、未払いの料金がある場合は完納するものとします。

## ●規則の遵守および責任

第14条 会員は本クラブが定める本規約・入会案内・その他の注意事項を守らなければなりません。  
・本クラブ内(駐車場、駐輪場含む)で発生した盗難・傷害・その他の事故について、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、本クラブは一切の責任を負わないものとします。  
責任の範囲は直接かつ通常の現実損害に限定し、責任の上限金額は既払いの会費合計額とします。  
また、会員は事故の責任に帰すべき原因により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかに紛争を解決し本クラブを免責させ、その賠償責任を果たさねばなりません。  
これは本クラブが紛争解決のために損害や費用を負担した場合の補償を含みます。

## ●会員資格の喪失

第15条 次の各号のひとつにあたる場合、会員はその資格を喪失するものとします。  
・死亡 ・退会 ・除名

## ●傷害事故

第16条 レッスン受講中の傷害について、スポーツ傷害保険の対象範囲内のみで対応するものとします。  
むちうちや関節痛などの医学的他覚所見がないものはスポーツ傷害保険の対象となりません。  
レッスン中講師の指示を無視した行動、またレッスン時間外の自主練や遊び等での事故の責任は負いかねます。

## ●施設の廃止・利用制限等

第17条 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。  
・台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。  
・施設の改造または補修工事実施のとき。  
・法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。  
・施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。  
・その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。  
・本クラブが企画し、実施する諸活動を行うとき。  
・経営上、重大な理由があるとき。

## ●休館日

第18条 本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。又、その定休日及び季節休業のほか諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。  
休館日の内容の変更・廃止を行う場合は14日前までにお知らせします。

## ●料金の変更

第19条 経済の変動に伴い、各種料金を変更する事があります。変更する場合は変更開始の1ヶ月前までに本クラブ掲示板または書面によって通知し、通知確認後レッスンを受講する等、本クラブが提供するサービスの提供を受けた場合は同意したものとみなします。

## ●附則

第20条 本クラブは必要に応じ規約内容改正及び本規約に定めない事項で業務執行に必要な項目を定める事ができます。  
本規約は、令和2年年12月1日より施行します。  
本規約について紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。